

近世後期における琵琶湖の新田開発

——大久保新田を事例に——

本 村 希 代

目 次

はじめに

- 第一章 天保の瀬田川浚えと新田開発計画
- 第二章 大久保新田の形成
- 第三章 大久保新田の分譲
- 第四章 個別領主と大久保新田
おわりに

はじめに

天保一三年（一八四二）一〇月、近江国、さらには幕府をも大きくゆるがす大事件が起こった。幕府勘定方一行は開発可能な土地を掌握すべく、近江国各河川沿い村々において検地を実施していた。ところが、幕府勘定方一行が野洲郡三上村へ差し掛かったとき、野洲・甲賀・栗太郡の百姓たちがこれに抵抗した。検地十万日延期となつたといわゆ

る天保義民一揆である。

しかし、この一揆の原因を文政期末に計画された琵琶湖の新田開発に結びつけ考察する視点はこれまでなかった。この新田開発は、琵琶湖の水位上昇に伴う被害に悩まされていた湖水縁村々により、瀬田川浚えが出願される中、幕府が計画を打ち出したものである。そして川浚えの後、幕府は天保義民一揆の際と同様、幕府主導で見分・検地を進め、大久保新田と称される幕領の新開場を湖水縁村々地先に形成するに至った。⁽¹⁾つまり幕府は、川浚えによる水位低下が引き起こす湖水縁の新たな土地出現に注目し、その幕領化を試みたのである。

ところが従来の研究史において新田開発論の多くは、享保改革との関連で検証されてきたために、近世後期の新田開発については研究蓄積がなお希薄であると言わざるを得ない。また新田開発の問題は、幕府と個別領主の領有・支配問題を中心に取り上げるものが多く、その当事者である百姓への視点が見逃されてきた感は少なくない。⁽²⁾

そこで本稿では、大久保新田を取り上げることによって、近世後期の新田開発を実証分析すると同時に、災害と開発の問題が表裏一体となって存在していること、さらに新田開発実施により明らかとなる百姓と幕府の思惑の相違について検討する。そして、瀬田川浚えと天保義民一揆を別個の問題として捉える近江地域史研究の議論に対し、これらが大久保新田開発を介して関連した出来事であることを明確にして、新たな近江像を見出していきたい。

では最初に、大久保新田開発の発端となる天保の瀬田川浚えから見ていくことにする。

第一章 天保の瀬田川浚えと新田開発計画

瀬田川は琵琶湖唯一の排水河川である。そのため瀬田川に土砂がたまると排水が悪くなり、琵琶湖の水位が上昇、ついには湖水縁の田畠が冠水するという問題が常に存在していた。瀬田川を浚うことはむろん大きな課題であり、近

世期においては寛文一〇年（二六七〇）・元禄二二年（二六九九）・元文二年（一七三七）・天明五（一七八五）・同六年・天保二年（一八三二）の計五度、川浚えは実施されている。⁽³⁾

では、天保の瀬田川浚えは実施されるまでにどのような経緯をたどったのであろうか。そもそも天保の川浚えが必要とされたのは、天明の川浚えが湖内のみの半浚えであったことによる。つまり、川浚えによる効果があまり得られず、湖水縁の被害は増すばかりとなっていた。そこで、天明の川浚えの際に湖水縁村々の惣代として尽力した高島郡深溝村の太郎兵衛が、四代にわたり幕府への川浚え出願を続け、ようやく許可されるに至ったのである。

しかし天明の川浚えより約五十年もの間、どうして川浚えは許可されなかつたのか。これについては、川下からの川浚え反対に多くは起因していたと言えよう。なぜなら瀬田川を浚うことは、宇治川・淀川という山城・摂津・河内にわたる広域河川の出水を強めることにつながつたからである。これら河川では瀬田川浚えの結果、土砂が流出、さらに堆積することで水位が上昇、各地に洪水を起こした他、支流では逆流による被害が発生した。そのため宇治川・淀川流域に住む者たちにとって瀬田川浚えは由々しき問題であり、瀬田川浚えの計画が持ち上がるたびに中止の歎願を展開している。⁽⁴⁾川下村々から瀬田川浚えへの同意を得ようとしても到底容易なことではなく、瀬田川浚えは近江一国では解決不可能な問題となつていていた。したがつて幕府も、湖水縁村々と川下村々の利害対立のため、曖昧な態度にならざるを得なかつたと考えられる。

一方、湖水縁村々にとって湖水上昇による水害が切実な問題であったことは先にも述べた通りである。そこで文化一四年（一八一七）、瀬田川浚え出願のために湖水縁村々惣代太郎兵衛が出府し提出した「勢田川浚一件口上書」からその様子を見てみよう。⁽⁵⁾まず被害の実態であるが、「大雨毎ニ諸川々ヨリ土砂流落勢田川筋ニ馳埋リ、段々湖水相嵩」む状況にあり、「水場村々高地之場所モ行末ハ水田ニ相成」ほどで、「湖水高ク相成候得ハ落込諸川之川床高ク相成、

堤切所多出来、一国之大難ニ相成」として、被害は湖水縁のみにとどまるものではないと訴えている。そして「年々不作打続申候間百姓共必至難渋仕候、御上ニモ御國益筋ノ義ニ候間宜御賢考被成下、湖辺御救ト被為思召何卒被達上聞、御許容被為在普請成就可仕様御執成被下候得ハ、広大之御恩、数万人之者共難有仕合ト奉存候」と、湖水縁村々百姓の扶助と国益を根拠にし、川浚え許可が願われた。つまり湖水縁村々においては、まず災害を除去し、日常生活を安定させることが瀬田川浚えの最大の目的であったと言えよう。しかしこの口上書が幕府を動搖させ、川浚え許可へと結びつくことはなかった。

ところが文政期末に至り、幕府は瀬田川浚え実施に向け積極的に動き出す。文政一〇年（一八二七）六月、幕府出役一行は湖水縁村々を見分し、その後同年八月、宇治川・桂川沿い村々に対して、川浚えによる差し支えを問い合わせしている。また文政一三年八月、湖水縁村々の惣代である太郎兵衛は、掛けの役人に対し次のような書付を差し出している。^⑥

湖辺新田開発場所御糺ニ付、私共先々より御見積を書附奉差上候

字大江川尻南

一反別拾九町歩余

長凡八町
巾式町

同北方

一同 三拾六町歩

長凡拾町
巾三町

（中略）

安土山麓入江

一同 九百七拾弐町歩

巾廿三拾町
長凡四拾五町

同北之方入江

一同 千五百拾弐町歩

巾廿八八町
長凡四拾五町

反別合八千百八拾五町歩

此高四万九千百石余

但壹反ニ付六斗盛之積リ

右之外拾五万石 年々水腐

右ハ私共勢田川筋浚之儀奉願上候ニ付、今般御見分被成下置、則浚場所御積立被成下候、右仕法之通御普請被仰付被下置候ハヽ、水引宜敷相成、右場所不殘御開發ニ相成可申ト奉存候、見積之儀ニ付増減も可有御座ト存候、尚右之外湖辺新開可相成場所も可有御座ト奉存候得共、相分不申候間、先右之通書附奉差上候、以上

文政十亥年八月

江州湖辺村々願人

太郎兵衛

御掛リ御役人中様

右新田開発之儀ハ極内分之御沙汰ニ御座候

これによると幕府は、「新田開発之儀ハ極内分之御沙汰」としながらも、太郎兵衛へ湖水縁における開発可能な土地の見積もりを指示していたことがわかる。そこで太郎兵衛は、瀬田川浚えが許可され「水引宜敷」なったならば、

大江から安土山の北側まで反別合八千百八拾五町歩・高四万九千百石余が開発可能であると答申した。つまり幕府は、川浚えによる琵琶湖の水位低下が引き起こす、湖水縁の新たな土地出現に関心を持つていたことがうかがえる。⁽⁷⁾しかし太郎兵衛自身は、あくまでも「見積之儀ニ付増減」もあり、この他の「湖辺新開可相成場所」については「相分不申」と返答し、新田開発に対し慎重な態度を持している。湖水縁村々にとって川浚えによる災害除去は必要不可欠であったが、その結果、可能となる新田開発に関しては、副次的な要素にしかすぎなかつたのであろう。一方、幕府にとつては、高増加・年貢增收につながるこの新田開発こそがねらいであった。両者の思惑はすでにそれ違つていたが、幕府は川浚えをうまく論理化することで、湖水縁村々との利害を合致させる必要があつたと言える。そして幕府は川浚え実施に向け、さらに行動を進めていく。

文政一三年八月四日、京都東奉行所に山城國乙訓・久世・宇治郡村々が呼び出されている。その際の様子を次に掲出してみよう。⁽⁸⁾

一今度江州勢田川浚自普請之儀ニ付、年々御見分之節一統差支申出候処、尚又此度再見分として御勘定方被差遣候ニ付、追テ糺方可有之ニ付否哉可申出候、尤自普請願人有之候間故障之儀候共、右普請之儀ハ於公儀も格別之思召有之候ニ付、其領主々々不抱、百姓ハ公儀之百姓ニ候得ハ、一同不申合一村限之了簡ヲ以否可申出候、其上ニも差支之儀有之候ハハ、其村々組内之もの見分ニ可差遣候、得ト勘弁之上早々可申出候、

右之通、文政二三年八月四日京都東御奉行所ニおるて山城之内乙訓郡・久世郡・宇治郡右村々被召呼被仰渡候

幕府側が乙訓・久世・宇治郡村々を呼び出した理由は、瀬田川浚えに対して「一統差支申出」ていたので、「一同

不申合」に、村ごとで川浚えへの判断を行ふよう命じるためであつた。これは連合する川下村々の反対勢力を分断し、その弱体化をねらつてのことである。しかし注目すべきは、今回の自普請浚えは公儀においても「格別之思召」があるとした上で、それぞれの領主に關係なく百姓はすべて「公儀之百姓」でもあるのだという論理が持ち出されている点である。ここでの「格別之思召」とはおそらく琵琶湖の新田開発計画を指すものと言えよう。つまり幕府は、「公儀之百姓」という論理によつて川下村々へ対し、川浚えへの同意を強引に取り付けようとしたのであつた。

天保の瀬田川浚えは湖水縁村々の自普請によつて天保二年一月中旬から実施され、五月にはすべてが完了した。また、四月上旬には早くも一日一寸ほどの減水が確認されており、この時点では湖水縁村々と幕府、琵琶湖の水位低下という両者の初期の目的は達成されたのであつた。⁽⁹⁾

第二章 大久保新田の形成

では幕府が目的としていた新田開発はどのように進められていったのか。天保二年（一八三二）七月一〇日、彦根藩の「御城使寄合留帳」には次のように記されている。⁽¹⁰⁾

一 土方出雲守様より大手御勘定所江御呼出二付、惣右衛門罷出候處、江州湖水縁地先附寄洲之分新開可相成趣ニ而、御代官方江見分糸方被仰付候間、御領分村々無指支様可取斗旨御達有之、罷帰御勤番江書上差出、委細者御領分留ニ記之

勘定所の用向ぎは、「湖水縁地先附寄洲」の新田開発に伴い、代官へその見分糸方を任命したので、彦根藩領内へ

もその旨を伝達するようなどいうものである。川浚えの完了後、二ヶ月足らずで幕府は新田開発実施へと踏み切つていることがわかる。なお代官とは、大津代官石原清左衛門と信楽代官多羅尾勒負のことであり、この新田開発においては石原清左衛門が栗太郡北山村より滋賀・高島郡を経て愛知郡まで、多羅尾勒負が栗太郡下笠村より野洲郡・蒲生郡・神崎郡までを担当することになった。⁽¹¹⁾

また、この新田開発の請負人となる大久保今助は天保二年八月二一日に水戸藩を致仕し⁽¹²⁾、ほぼ同じ頃に湖水縁開発の出願も行っている。⁽¹³⁾この大久保今助という人物は、水戸藩の献金郷土制度に乗じ士分を得た江戸の商人である。しかし文政期末頃より水戸藩内では、徳川斉昭の藩政改革に伴い政治腐敗要因と見なされた献金郷土たちが排除されつあった。そこで今助は、水戸藩出入の中から得た関係をもとにし、新たに老中水野忠成へ取り入ったと考えられる。⁽¹⁴⁾瀬田川浚え、新田開発ともに水野忠成の指図で実施が命じられているが、瀬田川浚えは湖水縁村々願いによる自普請であることに對し、新田開発は資金提供者が必要となっていた。つまり幕府も、新たな利権獲得を模索していた今助に開発を請け負わすことで、新田開発実施のための資金調達を可能としたのである。このように幕府主導の新田開発ではあるが、直接の指示は担当代官所が各地域に命じ、開発については資金提供者が請け負う形がとられた。そしてこの特徴をもつて琵琶湖の新田開発は進められていったのである。

そこで本章では、史料の残存状況から栗太郡下物村を中心⁽¹⁵⁾に、この新田（大久保新田）開発の遂行過程を順に追つて検証していくことにする。したがつて信楽代官所の担当地域に関する大久保新田の分析となる（図1）。

さて、内密であった新田開発が次第に顕在化していったわけであるが、下物村では湖水縁の開発をどのように捉えていたのであらうか。代官への見分糺方任命とほぼ同じ頃、下物村では大津代官手代による葭地と鰐⁽¹⁶⁾（魚の習性を利用了した漁法で、湖中に葭簋を立てて魚の通り道を作り、先端の笠形部分へ魚を追い込み捕まる）場の見分が行われた。その

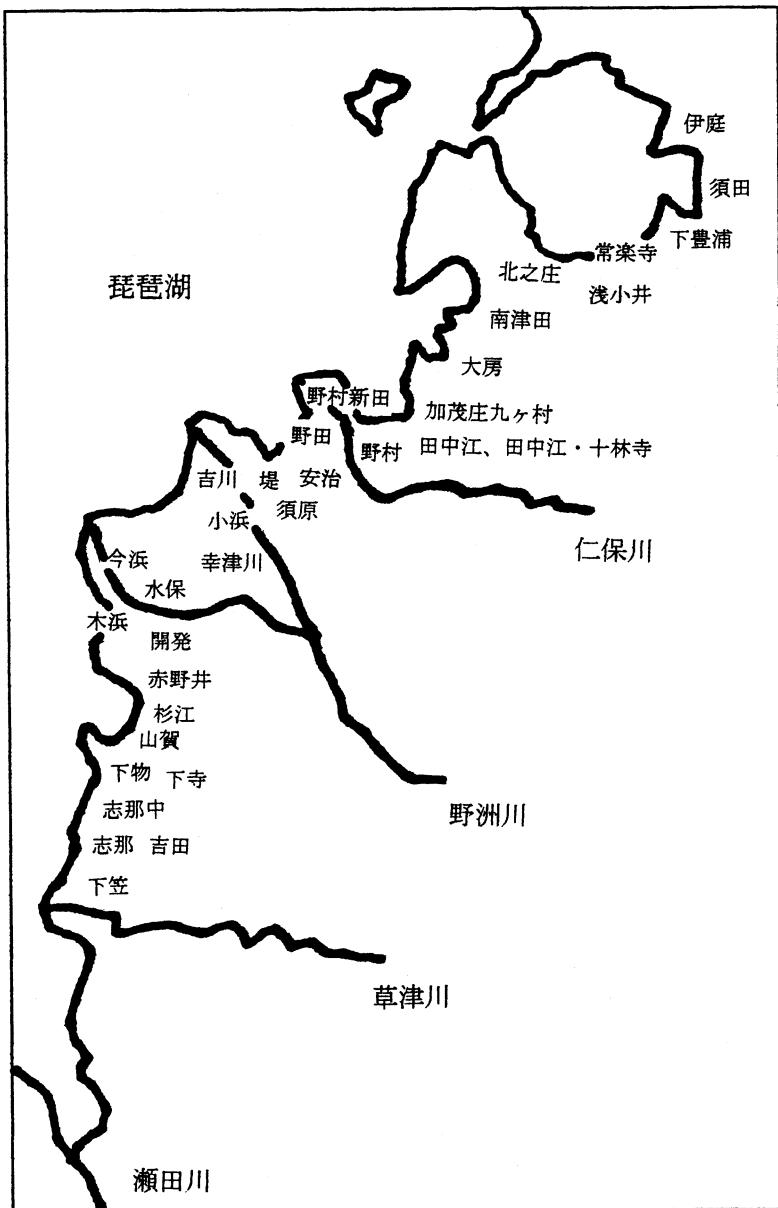


図1 信楽代官所担当村々

際、下物村は大津代官手代より葭地を新田として開発可能かどうか尋ねられており、次のように返答している。⁽¹⁷⁾

乍恐奉願上候口上書

一当御役所様江葭・鯰年貢年々相納來候葭場・鯰場為御見分御手代様御越被下、其節右葭場之内新開御田地二者相成不申哉之旨御尋御座候処、此地面者至而低地ニ而、且又葭之義者鯰之寶ニ仕、鯰相続仕候趣申上候得共、何分相談仕、猶追而御返答可申上旨申上候ニ付、村方相談仕候処、中々以容易ニ者難出来候得共、湖水干落候時節ニ何卒出情仕、可相成丈ヶ漸々ニ出情仕新開ニ仕度儀村方相談仕候ニ付、此段奉願上候、猶取懸り候ハヽ、追々御届御伺奉申上候、右之趣御聞済被成下候ハヽ、難有可奉存候、以上

天保二卯年七月

松平大和守殿領分江州栗太郡下物村

庄屋
佐左衛門年寄
嘉左衛門
同断
庄兵衛百姓惣代
藤右衛門

葭地は「至而低地」であること、さらに葭は「鰐之簣」に使用するという理由で、見分時には湖水縁の開発を躊躇した下物村ではあつたが、最終的には「取懸り候ハ、追々御届御伺奉申上候」と開発を承知したことがわかる。しかし実際は、「中々以容易ニ者難出来」ので「可相成丈ヶ漸々ニ出情仕新開ニ仕度」としていることから、極力開発を回避したいという思いもうかがえる。代官所、また幕府の目的が、新田開発による年貢增收であることは、下物村とて容易に想像できよう。この新田開発に対し幕府が強い思い入れを持つていたことは、乙訓・久世・宇治郡村々へ「公儀之百姓」という論理が振りかざされたことからも明らかであり、下物村としても、代官所からの指示を前に開発を承知するしかなかつたと解される。ところが湖水縁を耕地化してしまうと日常的な生活に支障を来す恐れがある。常に水害と背中合わせにある湖水縁村々にとって鰐漁を営むことは、いつ水に浸かってしまうかわからない田畠を耕作することよりも、確実なすべであったと言えよう。もちろん湖水縁の開発は、下物村にとつて積極的には望まざる行為であるのだが、せめてもの抵抗として自らが開発を請け負うと返答したと考えられる。

一方、信楽代官所が担当村々へ対し見分実施の申し渡しを行ったのは、天保二年七月二六日のことであつた。また同時に「湖水縁其外入江之分、村々地境并本田・小物成場・附洲境等」へ各境杭を打つことが命じられる。しかし、この杭木見分は一〇月に入つてから行われている。そして翌一月、さらに天保三年九月・一月にも見分は実施され、これら見分では、各村ごとで打つよう命じられていた境杭が、代官所一行自らの指示によつて打ち換えられた。湖水縁を測量し、村地先部分を開発地として囲い込む作業が行われたのである。

杭木で囲まれた湖水縁村々地先は天保四年八月、一齊に上知となつた。⁽¹⁸⁾ では村地先部分とは一体どのような土地な

のであるうか。下物村の場合、上知の対象となつたのは、大津代官領の小物成場（釣場を含む）と松平大和守領の見取場で、これらが共に信楽代官領とされた（図2）。なお、見取場は湖水が増せば水に浸かつてしまふような不安定な土地である。それゆえ、高入れも実施されていないが、収益が見込まれる土地であることにかわりはなく、瀬田川浚えにより湖水が減水したとなれば、何も手を加えずともそのまま十分な耕地へと成り得た。幕府としても曖昧にされてきたこれらの土地を年貢增收源として幕領に組み込むことがねらいであつたと考えられよう。そしてこの上知と同時に村地先部分は、開発請負人である大久保今助の息子、貞之助へ譲渡された⁽¹⁹⁾。したがつて下物村が開発を請け負うことは叶わなかつたと言える。

しかしこの譲渡にあたり、下物村が貞之助と交わした約定書を見てみると、村地先における大幅な改反別がわかる（表1・図3）。もちろん、杭木見分の際の測量結果と言えるが、反別増加の原因をその内訳から検討してみよう⁽²⁰⁾。すると見取場の半分は葭地であり、小物成場も本来の葭・真菰地以外に水淺場が付け加えられていることから、これらの土地が反別を大幅に増加させていたことがわかる。一方、釣場に関してはそれまでの役割上、反別の認識など必要なかつた土地が、幕府によって開発地として再認識されたために、新たに反別が付け加えられたと言える。このように葭地を利用し釣漁を営んできた村々の生活は視野に入れられることなく、湖水縁を完全に囲い込む形で新田は計画されたのである。

また、この譲渡により湖水縁村々では、元来自分たちが所持してきた土地への小作を要求されることになる。天保五年二月二三日、湖水縁村々役人と貞之助手下代与兵衛の間で小作米対談が行われるが、交渉は難航を極めた。なお、与兵衛は貞之助の父今助の手代であったが、貞之助にも引き続き仕え、この新田開発における現地責任者となつていった。さらに、村々地先貞之助請地においては「専談中ニ付」という理由から苗代の手当が放棄される事件が起きた。

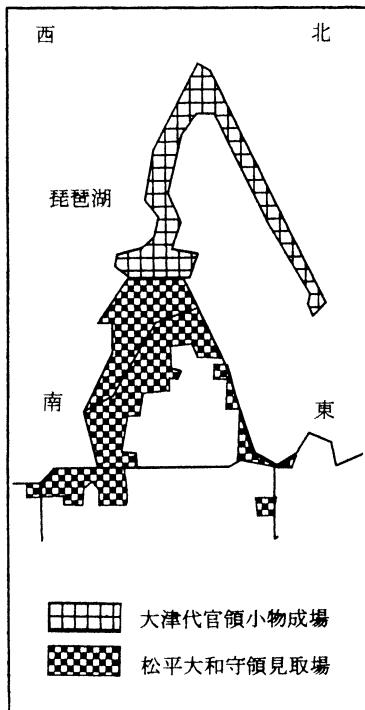


図2 下物村地先貞之助請負場所

出典：「本田新田地引絵図」

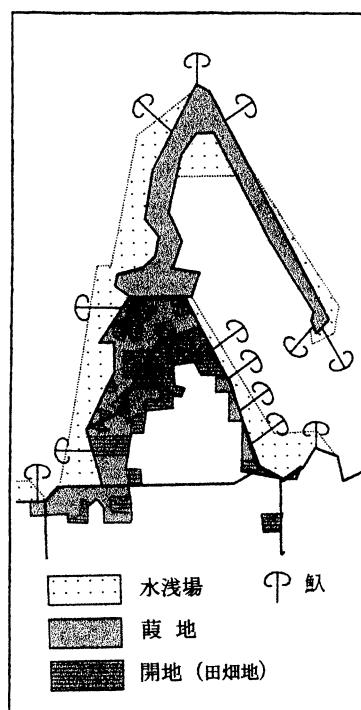


図3 下物村地先貞之助請負場所地目

出典：「江州栗太郡下物村地引絵図」

「本田新田地引龜絵図」

表1 下物村地先貞之助請負場所改反別

	元 反 别	改 反 别	内 訳
見取場	4町4反4畝28歩	14町2反3畝15歩	7町8反3畝歩 (開地)
			6町4反15歩 (葭地)
御料小物成場	10町8反5畝9歩	17町4歩	11町1反9畝28歩 (葭・真菰地)
			5町8反6歩 (水浅場)
御料鰐役場・湖西	0 (無反別)	11町6反1畝1歩	鰐13ヶ所

出典：「新開場所引請人貞之助江渡方約定取極候儀ニ付御届奉申上候書付」

そこで信楽代官所は、「貞之助請地新開場小作米對談向之義ニ付、來ル五日出立ニ而出役之もの大津表江向差出」と、

小作契約を結ばせる場を自ら設定するに至った。⁽²¹⁾

しかし、代官所の強制力をもつても湖水縁村々と貞之助、両者の確執を取り扱うことは出来なかつた。天保五年七月、貞之助手代与兵衛より貞之助請地の植え付け反別調査が湖水縁各村へ依頼されるが、村々が報告してきた反別を実際に見分してみると「格外之相違」があり、再調査が命じられている。なおこの場合、村々が植え付けを多く申告したとは思えず、過少申告により小作年貢を少なくしようとしたことが、見分により発覚したと推測される。そして下物村では、この植え付け反別調査を契機に、新たな展開を見出そうとしていた。⁽²²⁾

差入申一札之事

一 我等村方地先御引受御田地、村方ニ而小作受仕候所、全植付ニ可相成御田地之所、小前之者耕作不行届荒し候段、今般御見出しひ相成、既御役所江御申立ニ茂可相成之処、右様御申立ニ相成候而者容易不成義ニ付、役人中ろ段々折入而御勘弁之程御頼申候処、格別之御勘弁を以御申立之儀者來ル十日迄御日延被成下、依之右日延日限中篤と村方相談仕、以來定免之御田地ニ茂可相成様普請万端篤と取極、御対談ニおよび申度候間、右対談行届候上者、前書御申立之義幾重ニも御内済ニ被成下候ハヽ、無此上難有仕合奉存候、依之右日限御日延被成下候段、添仕合ニ奉存候、為其日延一札差入申処、仍而如件

天保五年八月三日

下物村

庄屋
佐左衛門

手代与兵衛様

この植え付け調査において下物村は、植え付けが少ないのは「耕作不行届」により田地を荒らしてしまったのではないかと疑われ、さらにそのことを役所へ申し立るとされたために、このようなことはむろん「容易不成義」であるとして、「折入而御勘弁之程御頼」していた。両者の言い分がどこまで正しいかは不明であるが、下物村の反別報告を見る限り、反別合計五町六反七畝一九歩の内、「植付」が九畝一七歩、「不植付」が五町五反七畝二二歩となつており、疑われても仕方のない結果である。しかし下物村が和解策として提示したのは、今後は「定免之御田地ニ茂可相成様」自分たちで普請を行いたいという村請け願いであった。つまり開発権を貞之助から取り戻すことで、自分たちの生活の場である湖水縁を守ろうとしたのである。なお、天保五年四月に「村々之葭地開発可致」考へていることが貞之助側から湖水縁村々へ伝えられているが、開発工事そのものが実施された形跡を、この天保五年段階までに確認することはできない。しかし、開発請負人としての存在は当然無視し得ず、また、小作年貢を徴収されることに対しても、村々は不満をかなり募らせていた。

湖水縁村々と貞之助、両者の対立は天保六年に入つても続いたため、信楽代官所役人は一月から二月にかけ、不納人の吟味や廻村による納入指示を実施した。ところが同年五月一七日、大津金蔵町木屋市兵衛方へ湖水縁村々が集められ、貞之助から湖水縁分譲が提示された。これは現地で開発の指揮にあたっている手代与兵衛の評判悪化から、貞之助としても与兵衛を担当から外さざるを得なくなるが、最初から事情を把握している与兵衛がいなくなつてしまつ

ては、開発も不行届きになるとして、むしろ開発から手を引くと勘定所へ貞之助が申し出たためであつた。⁽²³⁾

では五月一七日に何が話し合われたのであろうか。⁽²⁴⁾ 村々へ地先を分譲するにあたっては、①未開発の部分もあるが地先すべてを村請けにするとして、これらを今後地元村々において開発することが条件に出された。しかしそこには、②貞之助は地代金以外にも検地費用など相当の資金を費やしている、③たとえ最初から村請けにされていたとしても同じだけの資金は必要であった、④湖水縁村々への配慮として天保四年に貞之助は瀬田川の手直し浚えを行つて、これらの開発費用問題も存在し、さらに、⑤元来隱田同様のところを貞之助の依願により高入れしたのだとして、これらすべてを考慮の上、⑥引請金の見積もりを出すよう言い渡された。

なお、①・⑤からは、未開発の部分があるとしながらも、高入れが実施されたのは結局のところ、隱田同様であつたと解されることから、この新田開発が実質的な開発工事を伴わないものであったことがうかがえよう。湖水縁は天保五年より隨時高入れが開始され、各村地先にはすでに大久保新田なるものが帳簿の上で形成されていたのである。⁽²⁵⁾ したがつて幕府は、名ばかりではあるが新田開発を成し遂げていたと換言できる。そして村請けにあたっては②・③・④・⑥に見られるように、地代金以外に貞之助が開発に費やした諸経費分を含めた引請金により、湖水縁を買ire請けることが要求された。これに対して湖水縁村々は、一同で出金することを断つている。それは大久保新田となつた地先部分を、「元來村々之地先持添ニ而我物」と考えており、貞之助へ引き渡すことが決まつた際も「地代金少も不相渡」にいたので、村請けを願つたならば「其儘可戻筈」と思つて、いたためであつた。それだけに「思も不寄儀」であり、出金する理由もないとしているが、意見は聞き入れられず、村々は翌五月一八日、帰村することになった。⁽²⁶⁾ では、引請金はどのように決められていったのであらうか。見積もりを出すよう指示されていたが、実際には貞之助の主張が通されていった。下物村は最初、田二反につき銀二四匁、葭地については銀三匁と金額を提示したが、貞之

之助の手代により田地で約三倍の金一両一分（銀七八匁余）、葭地に至つては八倍近い金一分二朱（銀二三匁余）と改められ、さらに水浅場についても銀二匁づつと値を付けられた。⁽²⁹⁾

また、引請金がつり上げられたことで、村々は湖水縁を買い請けることにためらいを感じだす。ところが、この分譲にあたっては、地元村々以外に尾州の元右衛門という人物が買い請けに名乗りを上げており、引請金を支払うことができないれば、そのような全く関係のない第三者へ地先を分譲されてしまふ恐れが伴っていた。そこで下物村は七月一七日、杉江村と共に引請金の減額を信楽代官所へ依頼している。⁽³⁰⁾

（前略）出金不仕候而御断申上候得者、地所何方江御譲り被下候共、何之申分無之一札仕候様被仰付、甚當惑心配仕候、地所ニ離レ候而者、若持主ニ寄村方下物村・杉江村より携り候儀も難出来候様相成候而者、尤兩村共見取小物成田地之儀者至而低地ニ付、例年当テニハ難相成候間、万一縱令下作不仕候而も致方無御座候得共、湖水ちゆ年々ごみを取御本田之上ヶ仕、并藻草を取御本田之肥シニ仕、其外葭茅ニ而屋根を葺、并鯉之簾又ハ薪ニ仕、真菰等ハ牛馬之飼料ニ仕、鯉漁稼仕渡世仕来候處、今更右之分ニ相離レ候而者、御本田ニ相拘り村方必至と相続ニ相拘り候ニ付、無拠右金高猶又減シ方願候而、田方毫兩毫分と被仰候處毫兩ニ願候而、杉江村者金四拾毫兩三歩武朱・永百文・銀百四拾七匁八分二厘、下物村者金百五兩三分・永武百武拾五文ニ而漸直段書天保六年七月當十七日相納申候（後略）

減額要求の理由は、開発地の対象となつてゐる小物成場や見取場は低地であるため、耕作ができないことはもどり仕方がないが、もし第三者に分譲されてしまうと、①湖中からごみをとつて本田の地上げを行う、②藻草を本田のこやしに使用する、③葭を屋根・鯉の簾・薪に使用する、④真菰を牛馬の飼料に使用する、⑤鯉漁で渡世を送る、以

上のことができなくなり、「御本田ニ相拘り村方必死難済」となつて相続にも支障が出るというものである。つまり湖水縁村々では、新田開発を実施し耕地を増やすことよりも、村地先の葭や真菰から日々の必需品をまかないつつ、鮎漁によつて生活を営むことが大切であつた。日常の生活基盤そのものである湖水縁も、幕府にとつては開発対象地でしかかなかつたことが、村々の新田開発に対する反発を生み出す原因となつてゐたことがうかがえよう。

しかしその一方、信楽代官所でもこれら反発を抑えきれなくなつたためか、閏七月一八日からは幕府直々に派遣された普請役渡辺黨之助・渡辺啓次郎による新開場見廻りが開始された。そして普請役は減額要求を受け入れるどころか、貞之助が提示した金額よりさらに田一反につき金二歩、葭一反につき金二朱、水浅場一反につき銀二匁の増金をそれぞれ命じた。なおこの廻村以降、湖水縁村々は引請金の減額要求を撤回し、普請役が提示した金額での地先部分買い請けに承諾する。

その後、九月二十九日から大津代官所による代検見が実施され、一一月、湖水縁村々は貞之助から地先部分を買い請ける。なお下物村の引請金は、最終的に金一四五両一分・永六九文一分と決定した。七月の引請金減額要求の際に提示した金一〇五両三分・永二三五文をまず支払つた上で、残りの金三九両一分・永九八文二分については五ヶ年賦となつてゐる。また湖水縁村々は「地所并対談金請取渡相済申候」として、「貞之助請地境杭」を取り払い、「跡引受町村之引請杭」へ改められるよう役所へ願い出でてゐる。これにより景観そのものに何ら変わりはないが、信楽代官所支配の幕領新田へと姿を変えた村々地先一帯が、ようやく地元村へと戻されたのであつた。

そして、下物村地先大久保新田も下物新田へと改称される。しかし、下物村地先に形成された新田の内訳を見てみると、無高の見取場であつたかと思われるところに五九石六升八合の高が付けられており、残りの葭地や水浅場についても鉢下年季が定められていた。

第三章 大久保新田の分譲

さて、大久保新田はどの程度の規模で湖水縁一帯に展開されていたのであろうか。「近江国郷帳（天保八年郷帳）」によると、天保年間に高入れされた幕領の湖水縁新開場は全部で五六ヶ所存在している。これらすべてを大久保新田と確認することはできないが、天保五年（一八三四）から同七年にかけて高入れ時期が集中していることからも、一連の新田開発によるものと考えられよう。つまり大久保新田開発は、琵琶湖の湖岸全域を対象とした幕府の大事業であった。

そこで信楽代官所担当地域における大久保新田高の推移とその分譲先を見てみよう（表2）。まず新田高であるが、同じく「近江国郷帳（天保八年郷帳）」によると、天保八年で合計二二一九石九斗一升五合が湖水縁村々地先の幕領新田として計上されている。⁽³¹⁾一方『旧高旧領取調帳』では、明治元年（一八六八）のこれら新田高が合計三三二六九石八斗六升五合にまで増大している。これは鉢下年季が定められていた未開発地が大久保新田の分譲後、その買請人によって開発されたことをあらわしている。しかし、天保四年の開発開始から同八年までの四年間に、一〇〇〇石近くの高を一気に増加させていることに對し、それ以降、約三十年かけてようやく一〇〇〇石増となっていることを比較してみても、湖水縁に形成された大久保新田が、通常の新田開発と実態のかけ離れたものであつたことが裏付けられる。

次にこれら大久保新田の分譲先について見てみる。すると三三一ヶ所の新田の内、一二一ヶ所は地元村が買い請けている。この理由については、湖水縁が日々の生活基盤であるために手放すことが出来ず、買い請けざるを得なかつたことは先にも述べた通りである。しかし地元村々でも、自分たちがそれまで自由に利用してきた土地が隠田同様と見な

表2 地先新田高の推移・分譲先

村 名	地先新田名	新 田 高		分 譲	先 (買請人)
		天保 8 年	明治元年		
下 笠	—	(79.786)	—	膳所藩	
志 那	志那新田	29.148	169.278	志那村	
吉 田	吉田新田	20.832	20.832	吉田村	
志 那 中	志那中新田	39.303	44.164	志那中村	
下 寺	下寺新田	0.000	7.180	下寺村	
下 物	下物新田	59.068	87.541	下物村	
山 賀	山賀新田	20.268	21.411	山賀村	
杉 江	杉江新田	37.291	38.141	杉江村	
赤 野 井	赤野井新田	97.889	97.889	赤野井村	
闇 発 下	川崎新田	0.000	54.682	闇発上村川崎武右衛門・武助	
木 浜	木浜新田	173.096	173.096	木浜村	
水 保	水保新田	4.100	5.096	水保村	
今 浜	今浜新田	198.395	268.931	今浜村	
幸 津 川	幸津川新田	162.321	197.784	幸津川村	
小 浜	小浜新田	42.650	54.148	小浜村	
吉 川	菖蒲新田	74.484	224.206	南津田庄村屋長五郎・戸田庄村屋彦四郎・八幡町木屋佐七	
堤	喜合新田	74.920	78.583	南津田庄村屋長五郎・戸田庄村屋彦四郎・八幡町木屋佐七	
須 原	須原新田	67.731	72.227	須原村	
安 治	—	0.000	0.000	安治村	

野 田	野 田 新 田	143.164	154.137	野田村
野 村	末 吉 新 田	126.980	197.085	野村
野 村 新 田	井 犬 新 田	7.947	21.304	野村新田
田 中 江	田中江村, 田中江・ 十林寺村新田	18.931	38.043	田中江村, 田中江・十林寺村
加茂庄九ヶ村	東御中・小西新田	25.432	61.123	東御中村・小西村
大 房	大 房 新 田	4.389	8.411	大房村
南 津 田	津田柴新田	6.866	110.998	南津田村
北 之 庄	梅原新田	84.633	138.542	八幡町・惣年寄梅原次郎兵衛・南津田庄村屋長五郎
浅 小 井	日牟礼新田	107.220	143.106	八幡町①
常 樂 寺	八幡新田	234.034	312.798	八幡町①
下 豊 浦	浦安新田	235.459	342.648	八幡町②
須 田	山下新田	11.728	11.728	八幡町②
伊 庭	梅安新田	21.636	114.753	南津田庄村屋長五郎・年寄兵五郎・百姓代平助・同与三兵衛
合 計		2,129.915	3,269.365	

出典：「近江国郷帳（天保八年編帳）」，『旧高旧領取調帳』，「近江国粟太郡下笠村地先大久保新田検地帳」，『守山市史』，「江州湖水縁新開場対談

金書抜」，「膳所藩方日記」

- ・高（石、斗升合）
- ・安治村地先是高入れされることなく明治に至る。
- ・加茂庄九ヶ村とは小西・西中小路・東中小路・西御中・東御中・西出・西鍛冶屋・東鍛冶屋・寺内のこと。
- ・八幡町①：八幡町惣年寄内池甚兵衛・同梅原次郎兵衛・沿屋四郎左衛門・灰屋甚兵衛・塙屋四郎左衛門・扇屋右衛門・大文字屋利右衛門・扇屋伝兵衛
- ・八幡町②：八幡町菊屋九兵衛・麻屋長左衛門・扇屋五郎兵衛・麻屋清兵衛・寺村屋市右衛門・大文字屋徳蔵・松前屋元太郎・大文字屋庄六

され、さらに年貢徵收源として幕領新田に組み込まれたことへの不満が存在していたかと考えられる。ところがその一方で、瀬田川浚えが許可され湖水が引き、災害が除去されたという利点も存在していた。つまり、新田開発は負担にしかならなかつたが、負い目もあり、結局は新田買い請けについて受け入れざるを得なかつたと言えよう。では、それ以外の新田はどうであろうか。

梅原・日牟礼・八幡・浦安・山下の五つの新田については、八幡町の商人たちが買い請けている。これについては、地元村々へ新田の分譲話が持ち上がるが、地元村がその話を断つたために、信楽代官所が「〔八幡町〕當町方之儀田地無之候間、讓請新開仕立候ハ、永々家督ニも可相成」という理由から、山北六ヶ村（北之庄・浅小井・常楽寺・豊浦・須田・伊庭）地先の分譲話を八幡町へ持ち込んだことによる。そこで八幡町の商人たちも「一統相談之處、何分不案内之事故」と一度は話を断るが、結局は代官所に説得させられた。伊庭村地先の大久保新田については南津田村が買い請けることになるが、残りの五ヶ村地先はやはり八幡町が買い請けると決定した。⁽³³⁾

では八幡町になぜ分譲話が持ち込まれたのであろうか。これは結果的に貞之助が湖水縁全体の開発を請け負うが、そもそも文政一三年（一八三〇）頃から、野村新田近辺の湖水縁を開発しようとする試みがあり、八幡町の商人によって出願もすでに行われていたことが関係したかと考えられる。⁽³⁴⁾ それに八幡町の商人たちであれば、地元村との利害対立を起こすこともなかつた。しかし一番の理由は、彼らの財力を見込んでのことであろう。この大久保新田開発において幕府は、検地費用など開発にかかる費用のほとんどを貞之助に拠出させており、貞之助が開発から手を引く以上、貞之助にかかる資金提供者が必要となつていていた。なお八幡町の商人は、麻布・蚊帳・畳表などを取り扱い、関東から東北地方を中心にして出店を展開した近江商人である。大文字屋（西川）利右衛門家・扇屋（伴）庄右衛門家・扇屋（伴）伝兵衛家らは元禄一三年（一七〇〇）段階すでに江戸に店を出しておらず、その他、梅原次郎兵衛家は

仙台、麻屋（市田）清兵衛家は上州安中から高崎へそれぞれ進出を果たしている。また彼らの多くは大名貸も行つており、灰屋（梅村）甚兵衛家などがその代表である。⁽³⁵⁾ところが、八幡町の商人が買い請けに承諾した大久保新田は、小作収入を見込むどころか、利益をあげることも難しい新田であった。梅原新田を除く四ヶ村地先の新田は、その後江頭村井狩三郎兵衛へ売却された。⁽³⁶⁾

なお、開発下村については開発上村の川崎武右衛門・武助という人物が新田を買い請けているが、彼らは地元村の商人である。⁽³⁷⁾さらに分譲先の中に、南津田村庄屋長五郎・戸田村庄屋彦四郎の名を二度見出せるが、これは彼らがこの新田開発における世話方とされていたためである。⁽³⁸⁾しかし問題は、下笠村地先の分譲先が膳所藩となっていることであった。

第四章 個別領主と大久保新田

下笠村地先の分譲先が下笠村ではなく膳所藩となっているのは、天保七年（一八三六）に膳所藩が、天保二年の上知分と、天保四年の上知後に膳所藩領へ形成された大久保新田分を、自藩領へと取り戻そうとしたことによる。⁽³⁹⁾なお、天保二年の上知分とは、同年三月に瀬田川浚えを理由として膳所藩領や淀藩領の湖水縁村々を中心実施された上知のこと⁽⁴⁰⁾で、膳所藩領においては、大江村・大萱村・矢橋村・御倉村の合計約五〇〇〇石が対象となった。⁽⁴¹⁾その一方、近江国最大領主である彦根藩領内においては大久保新田が形成されること自体なかつた。そこで両藩の大久保新田開発への対応を比べてみよう。

まず膳所藩の対応である。天保七年に上知分を取り戻すという行動をとった要因は、そもそも天明年間に今回同様、幕府主導で琵琶湖の新田開発が計画された際に、中止を願う膳所藩の言い分が聞き届けられなかつたことによると考

えられる。なお、膳所藩の言い分とは、西ノ庄村から志那中村までの湖水縁一帯は一部他領入組を含みながらもすべて膳所藩領であり、幕府が開発を行なうことは出来ないというものである。この問題は、享保七年（一七二二）と安永六年（一七七七）に出された、私領地先の山野河海は、一円を私領で開まれる土地以外、公儀によって開発されるべきことを主張した幕令の解釈から生じた。膳所藩は私領で一円をとりかこまれる土地の開発権を主張するが、幕府は湖水縁すべてが膳所藩領域ではないとして、さらにこのことから琵琶湖は幕府の開発地であるという論理を持ち出し、膳所藩の言い分を却下したのであつた。⁽⁴²⁾ この開発は、田沼意次の失脚と共に中止となるが、膳所藩には大きな衝撃を与える事件となつたと思われる。

そして天保三年一〇月、幕府による湖水縁の開発について、江戸家老より次のような意見が表明された。⁽⁴³⁾

一 湖水縁新開場之義、御領地之分此方様江御引請御取斗ニ相成候様、御勘定所へ願立候方可然哉之旨（中略）公
義ニ而も右新開之義、御目論見有之候迄ニ而、未相決候事ニも無之、然ル所右様願立候義杯以之外不宜、御上
地之分も御戻しニ相成候得共、新開之義もイケ様とも御下由相成候事ニ付、願立之義ハ決而不宜由被仰聞御事
二 御座候（後略）

湖水縁の開発に対し膳所藩では、先の経緯もあり中止を願い出ても聞き届けられないことを予想してか、自ら開発を願い出ようとしていた。しかし江戸家老は、幕府も今回の開発に対し何か目論見があるようだから騒ぎ立てない方がいいと慎重な判断を下したのである。ところがこの江戸家老の判断は裏目に出てしまう。幕府の目論見通り大久保父子を中心に開発は進められ、膳所藩は大久保新田を受け入れざるを得なくなってしまったのである。

そこで天保五年六月、膳所藩は勘定奉行土方出雲守の用人へ、大久保新田分を含めてそれまでの上知分すべてを返して欲しいと願書を提出する。⁽⁴⁴⁾ この願書は、①瀬田川浚えは湖水縁村々一統の願いであるが、新田開発について思惑が異なる、②川浚えの願書の中に栗太郡惣代として下笠村弥次兵衛の名があるが、この人物と膳所藩惣代は異なるため、膳所藩が新田開発に対し理解を示しているわけではない、③川浚えの願人である太郎兵衛と膳所藩の間では、膳所藩領地先の川浚えは実施しないことを約束した、④膳所藩領大江村では新田開発を命じ、高入れを計画していたところで上知にされてしまった、⑤この開発は新田開発の幕令趣意に背くものである、という内容である。つまり瀬田川浚えとの関連から考えても、膳所藩領内でそもそも開発が行われることは理不尽であるという抗議と、幕府の強引な態度への不満が述べられていた。その後、上知分すべてが天保七年に膳所藩領へと戻されるが、この経緯からは、領内において実施される幕府の開発が、個別領主にとりいかに拒否すべき事態であったかをうかがえよう。

一方、彦根藩では、「御城使寄合留帳」天保三年一月二十五日条に次のような記載がある。⁽⁴⁵⁾

一 土方出雲守様より御呼出ニ付重之進罷出候處、湖水縁寄洲御見分無之様兼而被仰立候通、御書取を以被仰渡候、
尤御直ニ御達可被成候處、外御取調物御取懸ニ付、御用人を以被仰聞候、罷帰り小一郎殿江申達、委細者一件
帳ニ記之

この中では、彦根藩が湖水縁の見分中止を願い出でていたこと、そしてそれが許可されたことを確認できる。開発を受け入れざるを得なかつた膳所藩とでは、両極端な立場である。⁽⁴⁶⁾ では、膳所藩と彦根藩の対応の相違は何によつて生じたのであろうか。これは結局のところ、藩の影響力によるものであろう。彦根藩は大老職を勤めるような特権を有

する譜代であり、幕府としても彦根藩の願いを無理に断ることなどできなかつたと思われる。それに比べれば膳所藩の力はそこまで及ぶものではなかつた。

しかしそれにもかかわらず幕領の大久保新田が湖水縁に成立した原因には、近江国における私領主の混在と複雑な所領構成があげられる。近江国においては、領主の多くが近江国内に大きな所領を有しておらず、湖水縁の開発に対しても、膳所藩や彦根藩のように真っ向から反対する利点⁽⁴⁷⁾がさほどなかつた。むしろ手間を考えると、上知分に補償されていた私領代を得る方が効率的であつたと考えられる。⁽⁴⁷⁾ そしてそれがそのまま大久保新田を受け入れる体制へ変容していたと言えよう。

おわりに

以上、大久保新田について検討してきたが、文政期末から天保期にかけての幕府政策に、新田開発は一体どのように位置づけられていたのであろうか。そこで、瀬田川浚えと大久保新田開発を指図した老中水野忠成が関与した天保郷帳・国絵図改訂事業を取り上げてみる。この中で興味深いのは、高調査にあたつて①拝領高以外に新田高や改出高、高入れされていない見取場など、作付けにより収益の得られる土地すべてが申告の対象となつていてこと、また、その高調査と同時に②幕府代官に「御銘々御支配所之内者勿論、私領地先ニ而も、御料高入ニ可相成場所、其外附寄洲等之内、新開可相成場所も有之候ハ、御取調被申立可被成候」と、高入れ可能な土地や開発可能な土地の調査が強く要求されていることである。⁽⁴⁸⁾ これらは天保郷帳・国絵図改訂事業が持つ一側面にしかすぎないが、大久保新田が形成される中で見受けられた、幕府側の一連の動向にも通じるものである。つまり幕府は全国規模での高調査を実施する一方で、高増加・年貢增收源としての幕領新田形成を試みていたのであり、大久保新田はその具体的な事例として

位置づけることが出来よう。

そしてこのような幕府主導の新田開発は、その後も近江国において継続された。しかし大久保新田が形成された際と、天保義民一揆の際では、その展開方法が多少異なっていた。そこで天保二三年（一八四二）一月、見分寒施に先だって野洲川縁村々へ伝えられた幕府勘定方市野茂三郎の触書を見てみよう。⁽⁴⁹⁾

先達而京都町御奉行所ニ而被仰渡候通、今度新田場見分之儀者願人等ニ不抱、御国益之御趣意を以從公儀見分之者被差遣候儀ニ而、夫々地元村受之積可被仰付、右者他所之者引請等ニ而者往々村方之難儀ニ也可相成与之御趣意ニ候条難有相弁、心得違不致事実正露ニ可申立、一体農民者田畠を以家督与いたし、持高之多少ニ寄高下をも分ケ可申儀ニ付、其持高を殖し子孫江伝江候者、百姓ニ生レ而之大切此上者有之間敷、且御治世之御徳沢ニよつて数代安穩ニ相続いたし候御恩之程も難有存、御国益相立候之様□虫損合勵ミ可申候

（中略）
寅正月
（天保二三年）

野洲川縁村々

庄屋

年寄

市野茂三郎

京都町奉行所で何が伝えられたかは不明であるが、願人に関係なく新田場を「御国益之御趣意を以從公儀見分」を行うとしている。そして大久保新田開発において、地元村と貞之助が対立したことを意識してか、新田については

「地元村受之積可被仰付」とし、また百姓たちへは、田畠を耕作し高を増やして子孫へ伝えることが大切であり、それは幕府の存在があつてこそ継続可能だとして、「御国恩之程も難有存、御国益相立候様」命じている。したがつて、天保義民一揆を引き起こす原因となる天保一三年の新田開発（実際には検地が主体）は、代官所や資金提供者を間に介入させることなく、幕府が自ら先頭に立ち、国益という論理により開発を推進しようとしていたことがうかがえる。

しかし問題は、天保郷帳・国絵図改訂事業で実施された高調査同様、田畠地を拡大して高を増加させ、さらには年貢を增收しようとする方向のみに幕府の視点が向いていることである。つまり幕府の国益論理は、高や年貢の増加に基軸を置いていたとも換言できよう。ところが湖水縁村々では、田畠耕作だけでなく、釣漁も営まれ、開発対象地とされた湖水縁一帯が日々利用されていた。湖水縁村々百姓たちの利益は、幕府の国益論理の範疇から外れるものであつたと言える。

ところが幕府は市野茂三郎の触書の中に見出せるように、百姓は田畠を耕すものであるとしか認識できなかつた。そのため大久保新田開発において幕府は、幕領新田を湖水縁に形成するという土地支配に関しては成果を得たが、百姓を支配するには至らず、開発を継続させることができなかつた。貞之助から地元村々へ分譲された新田のその後を見てみると、鉢下年季の延年がくり返され、開発が進まない新田が存在しているのはそのためであろう。⁽⁵⁰⁾ そして個別領主についても、このような新田開発がその領有権、また、藩内の利益に関わる問題であつたことは、膳所藩や彦根藩の対応から理解できよう。

しかし幕府はその現実を直視せずに、幕府の強制力を持つて説き伏せることができると考えていた。その結果、幕府側の論理は実体とかけ離れ、矛盾が表面化するに至る。つまり大久保新田開発は、天保義民一揆の伏線であつたと言えよう。そして天保義民一揆での幕府の失敗は、その後御料所改革へと転化されるのである。⁽⁵¹⁾

注

- (1) 大久保新田については各自治体史が取り上げているが、地域が限定されてしまうために全体的な把握にまで及んでいない。『滋賀県八幡町史』上（一九四〇年）、『大津市史』上（一九四二年）、『守山市史』上（一九七四年）、『新修大津市史』四（一九八一年）、『草津市史』二（一九八四年）、「志賀町史」二（一九九九年）。
- (2) 幕府主導の新田開発に関する研究史としては、大石慎三郎『享保改革の経済政策』（御茶の水書房、一九六一年）、大石学「享保期藩政改革と幕領支配」（『歴史学研究』別冊、一九八一年）、塚本学「名山大沢不封論について」（徳川林政史研究所研究紀要）、一九七五年・同「諸国山川抜について」（信州大学人文科学論集）一三、一九七九年・同「綱吉政権の歴史的位置をめぐって」（『日本史研究』一三六、一九八二年）、松尾公就「享保改革末期の新田政策」北島正元編『近世の支配体制と社会構造』所収（吉川弘文館、一九八三年）、林敬「文化期における新田可能地の開発・領有権規定」大石慎三郎編『近世日本の文化と社会』（雄山閣、一九九五年）、杉本史子「公儀御新田」と領有権——山野河海開発 領有をめぐつて——」同『領域支配の展開と近世』所収（山川出版社、一九九九年）などがあげられる。
- (3) 濑田川浚えについてまとめたものとして『琵琶湖治水沿革誌』（琵琶湖治水会、一九一五年）、村田路「近世前期の瀬田川浚普請」（『琵琶湖博覧』八、一九九六年）がある。
- (4) 瀬田川下流域における川浚え反対運動については『神安水利史』本文編（神安土地改良区、一九八〇年、二四六一～二六七頁）、服部敬「近代地方政治と水利土木」（思文閣出版、一九九五年、一八二～一九〇頁）の中で詳しく述べられている。
- (5) 「勢田川浚」件口上書」前掲『琵琶湖治水沿革誌』所収（一六一～一七頁）。以後、史料中の読点については筆者による。
- (6) 「勢田川御普請先例手続抜書」高槻市芝生・松田家文書『神安水利史』史料編上所収（神安土地改良区、一九七二年、五九～六六頁）。
- (7) 琵琶湖の水位を低下させ新田開発を実施しようという計画は、敦賀・塙津間を掘り抜き琵琶湖を運河化しようとする計画の下で幾度となく試みられてきた。近世期においては享保・天明年間にそれぞれ計画され、幕府によって見分も実施されたが、最終的には中止に終わっている。杉江進「享保改革と琵琶湖の新田開発計画」（『立命館文学』五四二、一九九五年）・同「田沼政権と琵琶湖の新田開発計画」（『大津市歴史博物館研究紀要』六、一九九八年）。
- (8) 前掲「勢田川御普請先例手続抜書」。天保の瀬田川浚えにおいては、宇治川・木津川・桂川の三川が合流し、淀川へ流れ込む地域において、公家領を中心とした大規模な反対運動が展開されていた。中でも淀川右岸に位置し、三川の流れ上もっとも被害が深刻となる円明寺村と湖水縁村々では、瀬田川浚えの被害手当として川除普請金二〇〇〇両の支払いをめぐり問題が生じていた。
- 近世後期における琵琶湖の新田開発

- (9) 「江州勢多川附洲浚自普請所出来形帳」吉田家文書（草津市史探集資料・写真版）、前掲『琵琶湖治水沿革誌』（一八〇頁）。
- (10) 「御城使寄合留帳」天保二年七月一〇日条 彦根藩井伊家文書（彦根城博物館蔵・写真版）
- (11) 前掲「御城使寄合留帳」天保二年二月二十四日条、「膳所藩郡方日記」天保二年八月一六日条 膳所藩史料（滋賀県立図書館蔵）、「多羅尾勒負様下笠村カミ神崎郡迄湖辺附寄洲御見分ニ付御触書之写」其外差上候書付之扣 新聞一件 下物共有文書（草津市史探集資料・写真版）。天保二年七月より天保三年一月までについては特にことわりのない限りこの「多羅尾勒負様下笠村カミ神崎郡迄湖辺附寄洲御見分ニ付御触書之写」新開一件 による。
- (12) 「水府系纂」八二（彰考館文庫）。
- (13) 「梅原日記（二）近江商人資料文本（滋賀大学経済学部附属史料館蔵）。
- (14) 濑谷義彦「水戸藩における献金郷士の成立をめぐって」（歴史研究（茨城大学史学系）三三、一九六六年）、「続水戸紀年」（茨城県史料近世政治編）一所収（茨城県史編さん近世史第一部会、一九七〇年）、「水戸市史」中巻（三）（水戸市史編さん委員会、一九七六年、五〇三五頁）。また松浦静山「甲子夜話」によると、今助は水野忠成の草履取りをしていたとされる。
- (15) 前掲「膳所藩郡方日記」天保二年一月一日条、前掲『琵琶湖治水沿革誌』（一〇一頁）。
- (16) 下物村は野洲川旧分流の河口地帯に広がる低湿地に位置している。農業に適した土地とは言い難いが、湖岸に烏丸崎と呼ばれる寄洲が突出し、その入江が好漁場となつてゐるため、農業の傍ら鯉漁などが行われてきた。天保二年の所領構成は七六〇石余を川越藩松平大和守が支配しており、烏丸崎についてのみ大津代官石原清左衛門の御料小物成場となつてゐる。なお松平大和守が下物村に所領を有してゐるのは、慶長八年（一六〇三）に栗太・野洲・蒲生三郡の五〇〇石が在京貢料として館林城主榎原康政に分与されたものが、その後酒井忠世の前橋藩領となり、さらに前橋藩が川越藩の分領となつた経緯による。もちろん川越藩の所領の多くは武蔵国にあり、川越藩全石高一五〇〇〇〇石の内これら近江国内の所領は三三パーセントの飛地にすぎない。ましてその中の下物村が占める割合はわずか〇・五パーセントである。しかし近江国では、このような大名領の飛地や小規模な旗本領が錯綜することで複雑な所領関係が構成されていた。
- (17) 「石原清左衛門様御手代御両人当村御小物成地御見分并賣場新開願書付扣」下物町共有文書（草津市史探集資料・写真版）。
- (18) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』（二〇一頁）、「乍恐奉願口上書」（個人蔵）。
- (19) 今助は天保五年一月に死去する。「天保雜記」（内閣文庫所蔵史籍叢刊）三三所収（汲古書店、一九八三年、三三三頁）。そのためすでに家督は譲渡されていたかと考えられる。

(20) このような大幅な反別増加に關係して、「百足再来記」では今助が五尺八寸の竿を用いて見分したことが記載されているが、同様の例として「天保義民錄」の中の勘定方市野茂三郎による五尺八寸竿使用があげられる。しかし、この市野茂三郎の五尺八寸竿使用は、幕府がいかに不正を行っていたかを主張することで天保義民一揆を正当化する役割を持っており、幕府が「公儀」の失墜をまねくような行為をするとは思えないことからも、實際の検地は正当に行われていたのであって、五尺八寸竿使用は近世の地元史料からもその事實を確認することはできないと古川与志繼氏は指摘している。古川与志繼「近江天保一揆について」『近江歴史 考古論集』所収（知中誠治教授追官記念会一九九六年）。それゆえ大久保新田開発においても五尺八寸竿使用はなかつたものと思われる。

- (21) 「新開一件書付」下物共有文書（草津市史採集資料・写真版）。天保五年については特にことわりのない限りこの「新開一件書付」による。
- (22) 「新開引受人江差出書付扣」下物共有文書（草津市史採集資料・写真版）。
- (23) 「新開一件」下物共有文書（草津市史採集資料・写真版）。天保六年については特にことわりのない限りこの「新開一件」による。
- (24) 前掲「新開一件」。

其村々地先貞之助請地新開場之儀、開發出来候場并未開發場共一円、是迄貞之助茂出金ニ相應之地代銀請取、跡引受人見立譲り渡候歟、又ハ地元村々村請ニ譲り渡候歟取斗、此上貞之助請御免相願候、右ハ其村々江夫々地先限譲り請候次第二至候ハ、是迄貞之助方ニおるて夫々地代銀上納之上引請地ニいたし、且者右引請地之内御高請いたし候場所者、檢地請等ニ付て人足万端雜筋も相應居候義ニ付、當時之姿ニ而譲り請候様相成候、付而者右地代銀上納等之見込を以、相當之譲り請銀村々より差出不申候而者、貞之助方ニおるても承知致間敷ニ付、堺村限譲請銀見込相付ヶ可申出、勿論右体一旦貞之助請地不相成最初堺村請新田三而御高請いたし候共、地代銀之儀者いつれ上納為致候義ニ而、御高請檢地ニ付入用筋相懸り候訳も同様之儀候間、右等之所も勘弁いたし候、是ハ湖辺村々水廻除之ため勢田川自普請浚等いたし候始末をも考合、第一居村地先此上村請新田も相成候ハ、是迄通り他より之進退を請候儀相遁レ、万端村ため弁理之筋ニ也可有之、尤當時貞之助引受地高反別辻并未開場年季請等、別紙之通ニ而右未開場之分貞之助引受申手入不相届候ニ付、同人引受申中之年季之通り、元者開發方無覚束存候場所も有之候等も一円村請譲り請候上ハ、丹誠開發いたし、貞之助引請申中季之通開發不致候而者難相成事ニ候へ共、情々出情開発之上、右年季之通開發出来不申節ハ其節調之上、実々無余儀分ハ鍵下季年延も取調遣し可申、且又御年貢筋之儀ハ其年々豊凶ニ寄候事ニ候へ共、已、午兩年分貞之助より上納米銀凡辻為心得、別紙三書加在之候間、夫是得と勘弁之上實意差つまリ取斗心得違無之様可致候、將又右貞之助請地之内當時開發中場所も有之、多分入用掛置候分ハ踏込見込相付候儀者勿論之儀ニ而、貞之助引受後追々御高入相成候場所も元地主人用を懸ケ開キ候義と者乍申、元來隱田同様之所貞之助依頼御高入御益筋相立候儀ニ而者、是迄數年作徳得候儀者不少事ニ候得共、

是等之儀も専要ニ勘弁いたし、心得違無之様精々申合引請金高取調可申立候。

(25) 貞之助は天保四年、「江州新開場地代銀」として銀一六貫八九三匁九分七厘を信樂代官所へ支払っている。そしてこの地代銀は代官所より勘定所御用達町人鈴木重兵衛へ渡された。「日々御勘定日録」里内文庫（滋賀大経済学部附属史料館蔵）。

(26) 濑田川浚えは天保二年五月に完了したが、それだけでは不十分であったため、天保四年に貞之助によって手直し浚えが実施された。これは本来湖水縁村々が行う予定であったが、資金不足などの理由から不可能となっていたものを、新田開発へ対する不満を封じ込める目的で幕府が貞之助に行わせたものと考えられる。それゆえ、天保二年に実施された川浚えの効果がいつまで持続したかは不明である。

(27) 「近江国郷帳（天保八年郷帳）」（滋賀大学経済学部附属史料館蔵・写真版）。

(28) 「乍恐奉願上候口上書」里内文庫（滋賀大学経済学部附属史料館蔵）。

(29) 前掲「乍恐奉願上候口上書」。金と銀の換算については三井高維「両替年代記 関键」一 資料編（岩波書店、一九三二年）に基づき、天保元年から同六年まで金一両＝銀六三匁とした。

(30) 前掲「乍恐奉願上候口上書」。

(31) 幕領の新開場は滋賀郡では寺辺（天保六）・五別所（天保五）・山上（天保五）・錦織（天保五・六）・南滋賀（天保五）・下坂本（天保五）・苗鹿（天保五）・衣川（天保五）・本堅田（天保五）・今堅田（天保五）・小野（天保五）・今宿（天保五）・南浜（天保五）・中浜（天保五）・北浜（天保五）・荒川（天保五）・南小松（天保五）・高島郡では下小川（天保七）・北船木（天保五・七）・南船木（一）・針江（天保五）・浜分（天保七）・浅井郡では海老江（天保六）・八木浜（天保六）・大浜（天保六）・川道（天保六）・南浜（天保六）・坂田郡では長沢（天保六）・神崎郡では伊庭（天保五）・蒲生郡では須田（天保五）・下豊浦（天保五）・常樂寺（天保五）・浅小井（天保五）・北之庄（天保五）・南津田（天保六）・大房（天保五）・加茂九ヶ村（天保五）・田中江、田中江十林寺（天保五）・野洲郡では野村新田（天保五）・野村（天保五）・野田（天保五）・須原（天保五）・堤（天保五）・吉川（天保五）・小浜（天保五）・幸津川（天保五）・今浜（天保五）・水保（天保五）・木浜（天保五）・赤野井（天保五）・杉江（天保五）・山賀（天保五）・栗太郡では下物（天保六）・志那中（天保五）・吉田（天保五）・志那（天保五）の各村地先に見受けられる。（）内は高入れ実施年。南船木村地先の新開場は高入れ実施年不明。

(32) 前掲「近江国郷帳（天保八年郷帳）」。またこの新田高とは別に、梅原・日牟礼・八幡・浦安・山下の五つの新田に対しては、五七石五斗八升五合が葭・釣高として課せられていた。

(33) 「年々記録上」市田清兵衛家文書（滋賀大学経済学部附属史料館蔵）。

- (34) 「梅原日記（二）」近江商人資料写本（滋賀大学経済学部附属史料館蔵）。
- (35) 前掲「滋賀県八幡町史」上（五二六一・五八四・八三五一八四二頁）。
- (36) 前掲「滋賀県八幡町史」上（七六五一七六九頁）。
- (37) 前掲「守山市史」上（五四八・五四九頁）。
- (38) 前掲「新開一件」。
- (39) 平田好「懐郷座談」（平田好、一九〇八年）。
- (40) 「年々記録留帳」集共有文書（草津市史採集資料・写真版）。
- (41) 前掲「膳所藩郡方日記」天保二年三月四日条。
- (42) 前掲「田沼政權と琵琶湖の新田開発計画」。
- (43) 前掲「膳所藩郡方日記」天保二年一〇月一二日条。
- (44) 前掲「琵琶湖治水沿革誌」（二〇八・二〇九頁）。
- (45) 前掲「御城使寄合留帳」天保二年一月一五日条。
- (46) 彦根藩は湖水縁に栗見新田・栗見出在家という二つの藩営新田を所持している。喜多村俊夫「小規模藩営新田における村落構造」同『新田村落の史的展開と土地問題』所収（岩波書店、一九八一年）。
- (47) この新田開発では上知分の代替として、それまでの年貢料に相当する私領代が元の領主へ支払われた。
- (48) 幕府代官による新田開発の動きとしては、この大久保新田開発の他に、武藏国・越後国・西国筋で見られる。杉本史子「天保郷帳・国絵図改訂事業の基礎課程」前掲『領域支配の展開と近世』所収。
- (49) 「触書」下物共有文書（草津市史採集資料・写真版）。
- (50) 天保一四年の「明細帳」下物共有文書（草津市史採集資料・写真版）によると、天保四年から五年間で開発すべきとされていた藪・真蘿地が、洪水を理由にその後も開発されず、天保二三年に至ってさらに五ヶ年の鉄下年季延年許可となっている。また水浅場についても天保四年から一〇ヶ年の鉄下年季と定められていたが、水浅場は湖水の中にあるため開発は出来難いとし、そのままの状態が続いている。
- (51) 藤田覚「天保改革と幕領支配——天保十四年御料所改革をめぐつて——」同『幕藩制国家の政治史的研究』所収（校倉書房、一九八七年）。

〔付記〕

本稿作成にあたっては、宇佐美英機・岩崎奈緒子・水本邦彦各先生をはじめとし、多くの方々からご教示をいただいた。また、史料の提供及び閲覧では、茨城県立歴史館笛目礼子氏、重岡伸泰氏、草津宿街道交流館、彦根城博物館、滋賀県立図書館、滋賀大学経済学部附属史料館に大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げる。